

各府省庁等へのアンケート調査について（白書担当対象）（案）

調査の目的

文化審議会国語分科会における「公用文作成の要領」の見直しに関する検討に資するため、以下に挙げる事項等を把握する。

- ・ 国の各府省庁等で作成する文書等のうち、公用文の書き表し方が適用されている範囲。
- ・ 白書における書き表し方のルール等の実態。
- ・ 白書において心掛けている点や難しさを覚えている点等。
- ・ 白書における書き表し方の参考になるようなルール・手引の必要性に関する意識。
- ・ 表記についての課題。

調査の対象

- ・ 国の各府省庁等における白書作成担当者

実施時期

- ・ 平成 31 年 6 月～7 月頃

前書き

このアンケートは、国の各府省庁等の白書の作成を担当している方に、直接、御自身の意識やお考えを伺うものです。現状を把握するための調査ですから、実際に即して、率直にお答えください。

この調査結果は、現在、文化審議会国語分科会で進められている「公用文作成の要領」（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別紙）の見直しについての検討における参考資料として使用します。

なお、国の府省庁等で公用文を作成する際には、「公用文作成の要領」「公用文における漢字使用等について」などに従って書くことになっています。この調査では、公用文を書く際のルールを「公用文の書き表し方」と呼びます。

(フェイスシート) 御自身について教えてください

性 別 男性
女性

年 代 20代
30代
40代
50歳以上

役 職 非常勤職員
係員
係長級職員
補佐級職員
室長・企画官級以上

担当業務 白書作成全体の管理
白書の編集
白書の執筆
その他（具体的に：)

経験年数 1年以内
(現在の業務) 2年以内
3年以内
3年超

問1 公用文の作成においては、「公用文作成の要領」や「公用文における漢字使用について」といった通知等によって、書き表し方が定められています。こうした公用文の書き表し方は、原則として、法令における表記と一致させることになっているのを知っていましたか。次の中から一つ選んでください。

- ア よく知っていた
- イ 大体知っていた
- ウ 余り知らなかった
- エ 全く知らなかった

問2 勤務先のウェブサイトで公表されている次に挙げるような文書は、公用文の書き表し方に準じていますか。準じて作成されていると思われるものを全て選んでください。

- ア 広報誌
- イ 審議会等の議事録・議事要旨
- ウ 報道発表
- エ 大臣等の会見録
- オ 事業等の実施要項
- カ 会議、催し等の開催案内

問3 勤務先のウェブサイトで公開されている次に挙げるような文書を、一般の読者が理解するのは難しいと思いますか。難しいと思われるものを全て選んでください。

- ア 広報誌
- イ 審議会等の議事録・議事要旨
- ウ 報道発表
- エ 大臣等の会見録
- オ 事業等の実施要項
- カ 会議、催し等の開催案内

問4 あなたの勤務先では、白書を作成するに当たって、書き表し方のルールを決めていますか。次の中から一つ選んでください。

- ア 白書独自のルールはなく、公用文の書き表し方に準じている
- イ 府省庁として独自のルールを決めている
- ウ 府省庁としてではないが、部署として独自のルールを決めている
- エ 特に何も決めていない
- オ その他（具体的に： _____）

問5 白書の文書の作成に当たっては、分かりやすく伝えることと、正確に伝えることとのどちらを優先すべきだと思いますか。次の中から一つ選んでください。

- ア 正確さを犠牲にしても、分かりやすく伝えることを優先している
- イ どちらかと言えば、分かりやすさを優先している
- ウ どちらとも言えない
- エ どちらかと言えば、正確さを優先している
- オ 分かりやすさを犠牲にしても、正確さを優先している

問6 白書を作成する際に、どのようなことに難しさを感じていますか。難しいと感じる順に三つまで選んでください。

- ア 意図したことを誤りなく伝えているか
- イ 情報に誤りがないか

- う必要があるときには、注や説明を付ける
- ウ 読者にとって難しそうな片仮名語であっても、注や説明を付けながら積極的に使う
- エ 読者にとって難しそうな片仮名語であっても、特に手当てをせず積極的に使う
- オ その他（具体的に： ）

問 12 外国語や外来語など、片仮名語を言い換える際に、国立国語研究所が示した「外来語言い換え提案」を参考にすることがありますか。

- ア よく参考にしている
- イ 参考にすることがある
- ウ 「外来語言い換え提案」は知っているが参考にはしていない
- エ 「外来語言い換え提案」を知らなかった

問 13 現在、各府省庁が示す白書においては、従来の公用文の書き表し方とは異なる書き表し方が用いられている場合があります。このことについてどのように考えますか。次の中から一つ選んでください。

- ア 現状のままそれぞれの判断で書き表し方を決めればよい
- イ 公用文の書き表し方に従うのが望ましい
- ウ 公用文とは異なる書き表し方を用いる場合の考え方を共有するのが望ましい
- エ 公用文の書き表し方とは別に、白書における書き表し方を検討するのが望ましい

問 14 現在、文化審議会国語分科会では、これからの時代に向けて「公用文作成の要領」を改める場合の考え方を検討しています。その中で、各府省庁が示す白書などの実態を踏まえ、従来の公用文の書き表し方とは異なる書き表し方を用いる場合があることについても言及することが検討されています。このことについてどのように考えますか。次の中から一つ選んでください。

- ア 是非必要である
- イ あった方がいいと思う
- ウ 余り必要を感じない
- エ 必要ない

問 15 そのほか、白書における文書作成において、困っていることや心掛けていることがあれば、具体的に教えてください。【自由記述】